

【非農地証明願の添付書類】

非農地証明願は、申請地を担当する推進委員および農業委員、2名の現地調査を受けて、申請書の内容と相違ないことの証明（申請用紙に2名の記名押印）を得た後で、農業委員会に提出してください。

また、提出にあたっては、下記の書類を添付してください。

①土地の登記簿謄本（全部事項証明） 法務局で

（注：登記簿謄本の住所と現住所が違っている場合は、住所の異動が分かる住民票等を添付してください。）

②付近見取図（位置図：地図に、申請地が分かるようにしたもの。）

③公図の写し 法務局で

（隣接地については、地番、地目、所有者を表示してください。）

④その他

- ・隣接する農地所有者の承諾書（必要に応じて）
- ・農地でなくなった事由を証明する資料や現地の写真がありましたら添付してください。

【申請に関する注意事項】

- その土地が、農業振興区域である場合には、まず農業振興区域からの除外をされてからでないと非農地証明はできません。
- 非農地証明願を提出後、申請された土地の形状を変えたり、建物を取り壊したりされますと、非農地の証明ができなくなったり、法務局で地目変更の登記ができなくなります。

※証明書の発行時に証明手数料 2,000 円が必要になります。